

第9回 水先制度のあり方に関する懇談会議事概要

1. 日 時 平成17年2月25日（金）14：00～16：00
2. 場 所 中央合同庁舎3号館11階特別会議室
3. 出席者 杉山座長、加藤座長代理、荒銀委員、井出本委員、小野委員、坂委員、関根委員、平野委員、松尾委員、萬治委員、森本委員、八木委員、矢部委員

4. 議事次第

（1）開会

（2）議事

- ① 水先業務運営のあり方等について
 - 一 水先業務運営主体のあり方について
 - 二 水先人会の機能の整理と今後のあり方について
 - 三 水先業務サービスの質の向上を図るための方策について
- ② 水先業務の効率性向上のための方策について
- ③ いわゆる任意水先区のあり方について及び
水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について
 - 一 関係者からの提案について
 - イ いわゆる任意水先区のあり方に係る関係者からの提案について
 - ロ 養成のあり方に係る関係者からの提案について
 - 二 いわゆる任意水先区の考え方について
 - 三 水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について
- ④ 水先制度のあり方に関する懇談会報告について
- ⑤ その他

（3）閉会

5. 議事概要

開会（省略）

- 議題 ① 水先業務運営のあり方等について
② 水先業務の効率性向上のための方策について

- ・ 事務局から議事①及び②について、資料に沿って説明を行った後、意見交換を行った。

＜意見交換＞

○・船主協会に対し

これまで船主協会は、水先業務引受主体や取次窓口のあり方について、引受主体の法人化、効率化、透明化及び競争原理等を主張されてきたが、ただいまの事務局からの説明について、どのように考えるか。

- ・パイロット協会に対し

ただいまの説明とは間接的な関わりになるが、第3回部会において議論された、3大湾水先区の取扱いに関して、パイロット協会内部で検討中とのことであったが、それについての見解はどうか。

○（船主協会）

- ・資料1について

水先業務運営主体の法人化の方向性が示されており、高く評価したい。

- ・資料2について

水先業務引受主体の法人化が認められた後においても、取次窓口機能を各水先区毎に一個に限り置くということは、必要であると考え。取次窓口機能の必要性は、水先業務引受主体が法人化の方向で進むことになれば、従来より重要になると考えられ、このまとめに賛成したい。

- ・資料3について

水先業務の品質向上を図り、品質管理を確保するためのシステムの導入については、水先人の自主的、自律的な機能を確保することは当然であるが、官や民、あるいは関係者で構成する評価委員会を設置する等、円滑かつ確実な実施を確認するための体制整備も必要である。また、取次窓口機能の適正な運営を監視するシステムの導入について、特に複数の引受主体が存在する水先区においては、公正な運営の確保という意味でも必要であると考え。

- ・資料4について

効率性向上のための方策として整理された、水先料金の認可制度への移行については、我々としても賛成である。具体的なコスト算定に当たっては、基本的な指針として整理された各要素を、如何に適正に水先料金の中に組み込むかが重要であると考えている。従って、認可制度に精通している官主導の下に検討を進め、我々は委員会等において意見を述べ、それを反映させていきたいと考えている。

○（パイロット協会）

船主協会から、「取次窓口機能は必要であるが、業務品質向上のための自主的、自律的な機能の確保及びその監視体制の整備も必要である」との発言があったが、それについては、以前我々が提示した、「自律的な業務効率化・質向上を促す仕組み」や「ユーザー等の意見の反映及び監査の仕組み」の導入により、各地区の水先人会が自律的に改善の努力をし、同時に全国規模のパイロット協会としても、ユーザー等からの意見を反映するような常設窓口を設け、ユーザー対応委員会という場で厳格に対応し、取り組んでいきたいと考えている。

また、「3大湾の免許範囲の取扱い」についての我々の考え方は、次の通りである。

- 一．湾内全域を単一の免状範囲とする。
- 二．次の点を考慮し、水域限定免状制度を導入する。
 - a．現在の水先人に対する経過措置
 - b．供給源拡大を前提とし、新たに免状を取得しようとする者に過大な負担を課して門戸を閉ざすことのないよう、個人の能力に応じ、場合によっては免状の範囲を限定することもできる措置

○ それぞれ大変前向きな意見の表明をいただいた。

○ 基本的な事項に関して、双方が前向きで積極的な見解を示されてことについて、高く評価したい。

○ パイロット協会から3大湾における水先免状の範囲について、湾内全域を単一の免状範囲とする旨の資料が出されたが、これは現場の船長や航海士が希望していたことでもあり、お礼を申し上げたい。

- ・ 本件については、事務局の整理をベースに、関係者の発言等を踏まえつつ取りまとめていくこととし、その方向で今後議論する報告書の中に取り込んでいくこととなった。

議題 ③の一 関係者からの提案について

- ・ 関係者（日本パイロット協会）から、議事③の一について提案があった。

<提案概要>

(1) 任意水先区のあり方について：資料5に沿って説明

小規模水先区において、現実に関り得る要員不足、業務支援の必要性及び緊急性に対応するため、隣接の水先区が当該水先区の免状を保持すると共に、パイロット協会全体としても、大規模水先区を含めペアリングをし、制度的に小水先区の免状を保有し、一定期間派遣を行う等の業務支援を行う。これは、業務の継続性と安定性を考慮したものである。どの水先人が派遣されるかについては、水先人として一定の技術や経歴を持った者が、支援対象水先区の免状を保有し派遣されることを考えている。

それらの修業制度については、また別途の形で、免状を取得しやすい形での試験制度及び修業制度等を導入すべきと考えている。

水先人の後継者不足、業務の安定性及び永続性を、今後全体として制度的に担保する必要があると考える。それを支援するために、水先業務基金等の運営資金を確保する方策と、業務運営の質的向上や安定性を確保するための技術訓練の維持向上、料金の新設及び監査機構の充実等の業務運営の支援方策を、全国組織である日本パイロット協会を通じて、制度的に担保しようというものである。

(2) 養成・修業システムのあり方について：資料6に沿って説明

議題 ③の二 いわゆる任意水先区の考え方について

③の三 水先人供給源の拡大に伴う養成教育のあり方等について

- ・ 事務局から資料に沿って説明を行った後、意見交換を行った。

<意見交換>

- パイロット協会から、小規模水先区対策として、近隣又は大手水先区からの水先人の派遣や業務支援に関する提案があったが、これを現実的なものとするためには、パイロット協会に相当程度の責任と権限を持たせる必要がある。パイロット協会がそれぞれの水先区に対し、ある一定の要請が出来るようにしなければならないだろう。支援水先人の選定や、他水先区の免許取得についての要請が確実に実施できる体制を整備する必要がある。
- 水先法の中に、パイロット協会として自律的に対応していくという内容の根拠条項を入れ、それを明確にしておくべきである。

- 試験制度の見直しについて、第一次試験と、個別の水先区については第二次試験とする考え方については、良い方向である。
- 養成教育計画の策定と関係機関との調整の仕組みについては、需給バランスを保ちながら教育していくという観点から言えば、非常に重要であると考え。いずれにしても、長期的計画の中でバランスの取れた養成が必要である。
- 養成システムについて、従来のソースだけでは対応出来ないという認識の基に、人材確保は確実に行わなければならない。
- 小水先区対策や養成、修業及び規律の問題等について、全国的なレベルでの対応を考えると、パイロット協会の役割が自ずから出てくるのではないか。
- 免許は水域毎に出るわけであり、固有性を担保するためには、修業は水域別に実施される必要があり、その部分においては養成課程とは別の見方が必要なのではないかと考える。試験については、養成課程を終了した段階で行い、水域に関する免許が発行される前の修業段階においては、また別途の試験が実施されるべきだと考える。
- 水先人の場合、船長に助言し信頼を得るという相当高度な知識及び技能が必要であると考え、その面からも、相当の養成教育を十分に行う必要があると考える。そのためには、時間や教育内容等も相当量必要であり、需要を大きく上回って人材を育てていくことの効率性も考えるべきである。
- 養成及び修業のシステムに関しては、公平性及び公正性の確保は重要であると考え、既存の組織か、新規の組織で行うかは検討が必要であるが、全国的な視点からの実施ということが必要であろう。
- 需要と供給の関係についてはよほど慎重に考えていく必要があると考える。当事者間での話し合いが望ましいのか、行政が関与するのか、ヤードスティックのような客観的なものが良いのか、いずれにしてもそのような仕組みが必要であるという考えには賛成である。
- 水先区における養成について、均質化を図る必要があるとのことだが、これについては賛成である。マニュアルについても様々なことが考えられ、行政が行うのか、別の団体が行うのかは検討が必要であるが、養成についても質の均質化は図られるべきである。

- パイロットについても、将来供給が先細りになるようであり、いずれ海外から一定の乗船経験を持っている者の入国を認め、試験を受けさせてくれというような要求も出てきかねない。そのようなことに備え、検討だけはしておいたほうが良いのではないか。
- 外国人を入国させて資格を認めるということは、断じて許してはいけなないと考える。

議題 ④ 水先制度のあり方に関する懇談会報告について

- ・ 事務局から資料に沿って説明を行った後、意見交換を行った。

<意見交換>

- 水先人そのものの質が悪い時の処分権等も含めて品質管理であり、法律的な根拠を保障していくのか、又は自律だけで対応するのか。
- 品質管理又は水先人の自律性、及びそれを確保する権限等について、先ず水先人自身の考えの提示を待ちたいと考える。
処分については、業務停止等予め了解しているベースであれば、それは可能であろう。他の諸団体についても、一定の懲戒権を持っているところもあれば、持っていないところもあり、今後はパイロット側の考えも踏まえながら検討していくべきである。
- 水先制度改革の基本理念について、グローバルスタンダードを考えれば、「船舶交通の安全確保、海洋環境の保全」の前に、「国家主権及び国家安全保障」という項目を加えていただきたい。
- パイロット協会における自律的な対応策について、年齢の問題についても取り上げていただきたい。グローバルスタンダードの観点から見ても、外国は60歳及び65歳までということが提示されており、その点も品質管理の面から検討していただきたい。

以 上